

## <募集要領のQ & A>

### 1 補助対象団体に関する質問

「県内に拠点有する」とは、具体的にはどのようなことですか？

- ・法人である団体は、定款に記載されている「主たる事務所」又は「その他の事務所（従たる事務所）」が県内にあることです。
- ・その他の団体にあつては、郵便及び電話による連絡窓口が県内にあることです。

「財政状況が健全」とは、どのように判断するのですか？

- ・収支計算書（決算書）等から判断します。

「組織・運営体制（連絡先、責任者等）が明確」とは、どのように判断するのですか？

- ・定款又は規約等や、役員名簿等から判断します。

団体「A」と団体「B」が構成員である実行委員会「C」が、1つの事業を主催する場合は、どのように申請すればよいですか？

- ・実行委員会「C」として申請してください。

「当該事業実施後、発展的、継続的に活動していく見込みがある」とは具体的にはどのように判断するのですか？

- ・定款又は規約等や事業報告書、過去の事業実績、今後の事業計画等から判断します。

### 2 補助対象事業に関する質問

「人権意識の高揚を図るための事業」とは具体的にはどのような事業ですか？

- ・例としては、講演会や人権啓発イベント、啓発動画制作等ですが、事業実施計画書の事業内容等から補助の対象とするかどうかを判断します。

「広く県民の参加を募って」とは具体的にはどのようなことですか？

- ・団体の関係者だけが参加できる事業ではなく、関係者以外の県民も参加できる事業であることを意味します。目安として、参加者の2分の1以上は会員以外の参加者となるように、広く県民に対して参加者を募集してください。

既存の事業で申請することはできますか？

- ・申請することはできますが、補助の対象とするかどうかを判断する際には、新たな取り組みを優先する場合があります。

「第6次岡山県人権政策推進指針に掲げる人権問題」（インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病患者・元患者及びその家族、患者等、犯罪被害者及びその家族等）以外に関する事業を申請することはできますか？

- ・指針に記載されていない人権問題に関する事業についても、申請することができます。ただし、事業内容等から補助の対象とするかどうかを判断します。

入場料等の収入で事業実施することは可能ですか？

- ・可能ですが、入場料等の収入が、当該事業の運営経費の大半を賄っていると判断される場合は、採択の優先順位が下がります。

交付決定後、補助対象事業の廃止や変更等が生じた場合に必要な手続きはありますか？

- ・別表を参考としてください。

### 3 補助対象経費等に関する質問

「補助事業を行うために直接必要な経費」とは具体的にはどのような経費ですか？

- ・団体の運営費の補助ではないので、補助事業に直接必要な経費を指します。
- ・食糧費（飲料代・食料代）や備品購入費は対象外としています。
- ・補助対象経費とするかどうかについては、領収書等の書類により「補助対象事業に直接必要な経費」であることがはっきりとわかるものを対象とします。

補助対象事業経費のうち、講師等謝金と講師等旅費について、金額の上限など補助対象と認められるための基準がありますか？

- ・講師等謝金については、この費目の上限などの特別な基準は定めていません。
- ・講師等旅費については、岡山県職員等の旅費に関する条例に準じて計算される額を概ねの上限額とします。すなわち、交通費の部分は最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の運賃等になります。また、宿泊費は、宿泊地に応じた額（岡山県内に宿泊の場合は1泊あたり14,000円）が上限の目安となります。詳しくはお問合せください。

連続する2日間で2回講演会をする場合や、1か月で2回講演会をする場合は2事業として申請することができますか？

- ・同じ事業目的により実施する場合は、「1事業」として申請できます。

民間団体から助成を受けている事業を申請することができますか？

- ・申請することはできますが、民間団体からの助成金は、補助対象事業に係る収入として、補助対象経費からは控除してください。

災害等の不可抗力により予定していた補助対象事業を廃止した場合、準備のために要した経費（会場のキャンセル料、チラシの印刷費等）は補助してもらえますか？

- ・地震・風水害等の災害や感染症の拡大防止等の補助対象事業者の責めに帰することのできない事情により、交付決定を受けた補助対象事業をやむを得ず廃止した場合は、廃止までの準備に要した経費を補助の対象とすることが可能です。手続きの詳細については、お問い合わせください。
- ・発注済みであっても取り消しができるものは、取り消してください。
- ・なお、単に補助事業者の都合による等の不可抗力と認められない事情により補助対象事業を廃止するときは、補助金は交付できません。補助金の概算払を受けている場合は、返還していただきます。

補助対象事業の廃止・一部廃止・中止後延期の場合	手続きの種類
・補助対象事業の廃止 →補助対象経費なし	交付要綱第8条 「廃止承認申請書 (様式第7号)」
・補助対象事業の廃止 →補助対象経費あり ・補助対象事業の一部廃止 →軽易な変更（交付要綱第9条）ではない場合 ・中止後延期 →軽易な変更（交付要綱第9条）ではないまたは交付決定額より増額	交付要綱第7条 「変更承認申請書 (様式第6号)」
・補助対象事業の一部廃止 →軽易な変更（交付要綱第9条）である場合 ・中止後延期 →軽易な変更（交付要綱第9条）	手続きなし・ 要報告